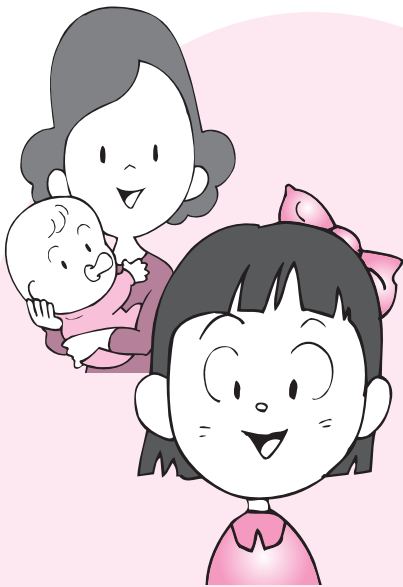


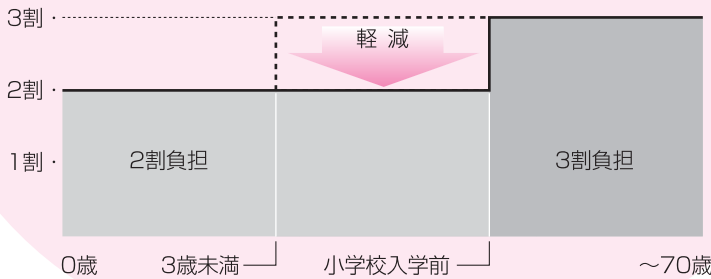
医療保険が変わります

平成20年4月から実施となる、主な改正事項をお知らせします。

1 小学校入学前までが 窓口負担2割に



医療費の窓口負担が2割となる対象年齢が、3歳未満から小学校入学前までに拡大されます。
※自治体によっては、子どもの窓口負担分の助成制度を設けており、窓口負担が無料となる場合があります。詳細はお住まいの各市町村の窓口にお問い合わせください。



2 70～74歳の方の 窓口負担の見直し



70～74歳の方については、平成20年4月から医療費の自己負担割合が1割負担から2割負担へと引き上げられ、高額療養費の自己負担限度額についても見直しされることになっていましたが、この見直しは1年間凍結され、平成21年4月からの実施となります。
なお、現役並み所得者についての医療費の自己負担割合、高額療養費の自己負担限度額については変更ありません。
(この内容については、P14の下段「高齢者医療制度の見直し」にも一部掲載しております。)

【凍結期間終了後の自己負担割合及び自己負担限度額】 (現役並み所得者は現行と変更なし)

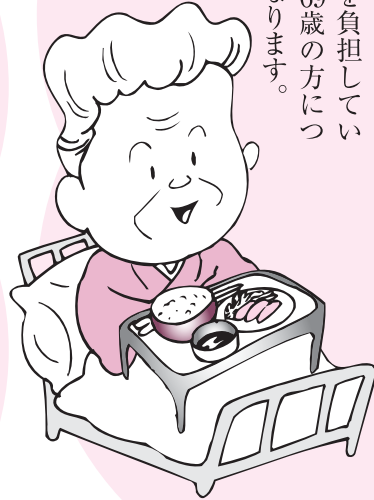
70～74歳		
	自己負担割合	自己負担限度額
一般	2割 【1割】	入院を含めた世帯全体 < > は多数該当の場合 外来(個人ごと) 24,600円 【12,000円】
		62,100円 <44,400円> 【44,400円】
現役並み 所得者	3割	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% <44,400円>

【 】は、平成20年4月～平成21年3月までの凍結期間の自己負担。

3

療養病床に長期入院する際の 食費・居住費負担が65歳以上に

療養病床（主に慢性期の療養のための病床）に長期入院する70歳以上の方は、食費・居住費を負担しますが、65～69歳の方についても対象になります。



4

高額医療と高額介護の 合算制度ができます

医療保険と介護保険の自己負担の合計が著しく高額になる場合に、負担を軽減する制度が創設されます。

※詳細については、わかりし
だい「共済だよりぎふ」で
お知らせします。



+

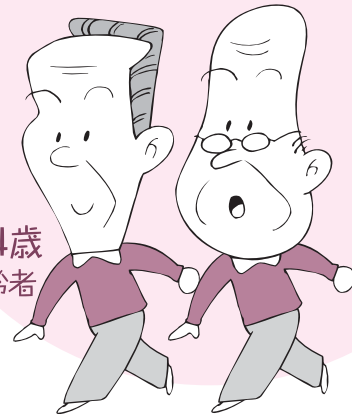


5

新たな高齢者医療制度の 創設

これまで高齢者の医療を担ってきた老人保健制度が廃止され、新しく75歳以上（一定の障がい認定を受けた65歳以上）の方を対象とする「後期高齢者医療制度」が創設され、75歳以上の方は独立した医療保険制度に加入することになります。

65～74歳の前期高齢者については、これまでの制度に加入したまま、制度間で医療費の財政調整を行う新しいしくみが創設されます。



65～74歳
前期高齢者

75歳以上
後期高齢者

6

特定健康診査・ 特定保健指導の実施

40～74歳の方を対象に、生活習慣病のもとになるメタボリックシンドロームに着目した健診と、その健診結果に基づき、レベルを区分した保健指導の実施が、共済組合・健保組合などの医療保険者に義務づけられます。（P.00をご覧ください）

